平成２５年（フ）第１１４号
大阪府箕面市瀬川２丁目５番14号
債務者　山口　　久
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１５号
大阪府箕面市瀬川２丁目５番14号
債務者　山口ゆき江
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７４号
高知市鏡小浜６番地２
債務者　武田　美和
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重松健二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２号
秋田県にかほ市三森字浜田160番地
債務者　佐藤　政志
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　重剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第７８９号
宮城県名取市小山１丁目６番７－３号　ファミール55―106号、従前の住所宮城県名取市手倉田字諏訪651番地　グレース・ヴァレ101号
債務者　渋谷　淳子（旧姓佐々木・石井）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　水穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
秋田市土崎港北６丁目２番20―５号
債務者　本間　　齊
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１２号
秋田市雄和田草川字山崎山33番地６
債務者　アバンウェーブ協和店こと　西舘　直樹
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　広久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０４号
茨城県鹿嶋市大字角折2223番地１
債務者　篠塚　幸喜
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第３９１号
滋賀県甲賀市水口町泉15番地51
債務者　加地　邦敏
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６７９９号
大阪市住吉区長居１丁目７番８―502号
債務者　田中　雄二
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊達山伸嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９６５号
大阪市港区夕凪２丁目13番27号
債務者　漁場酒場海勇丸こと和彩粋家いしかわこと　石川　勇二
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　胡　まゆみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９４６号
広島市南区南蟹屋１丁目３番31―408号
債務者　清本文子こと　韓　　文子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上土井幸始
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月７日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第９号
北海道寿都郡寿都町字大磯町173番地１
債務者　田谷　弘視
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３号
青森県十和田市東十五番町39番31―12号　グラン・モンターニュ102
債務者　久保　和希
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第４号
青森県三沢市南町１丁目31番地2997号　マルヨシ荘Ｃ号
債務者　山本智恵子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第３６３号
千葉県佐倉市井野1586番地25　Ｂ棟101号
債務者　萩島　紀子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３７２号
千葉県四街道市鹿渡1045番地１
債務者　小川　雅美
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３８１号
千葉県白井市冨士114番地の12
債務者　前原　克彦
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部